

## 第2回 労務委員会 議題

1. 日 時 平成25年9月18日（水） 15：30～
2. 場 所 高知県建設会館 4階会議室
3. 出席者

### 4. 議 題

#### （1）25年度の労務委員会活動について

- ① 労務委員会所管事項に関する報告事項について
  - ・社会保険未加入対策について
  - ・適切な賃金水準の確保等の取組み状況に関するアンケート
  - ・平成25年度公共工事設計労務単価について
  - ・支部訪問について
  - ・賃金台帳整備研修会について

事務局より、所管事項に関する事項を資料に基づき説明した。

#### ② 委員会活動について

委員長より賃金台帳整備研修会の実施を見合させてはどうかと発言があり、賛成多数により今年度は実施しないことを決議した。また公共工事労務費調査に対象事業場が適正に対応できるような活動等を行うこととし、活動内容は委員長一任となった。

主な資料は次の通り。

# 1-1 社会保険等未加入対策の全像

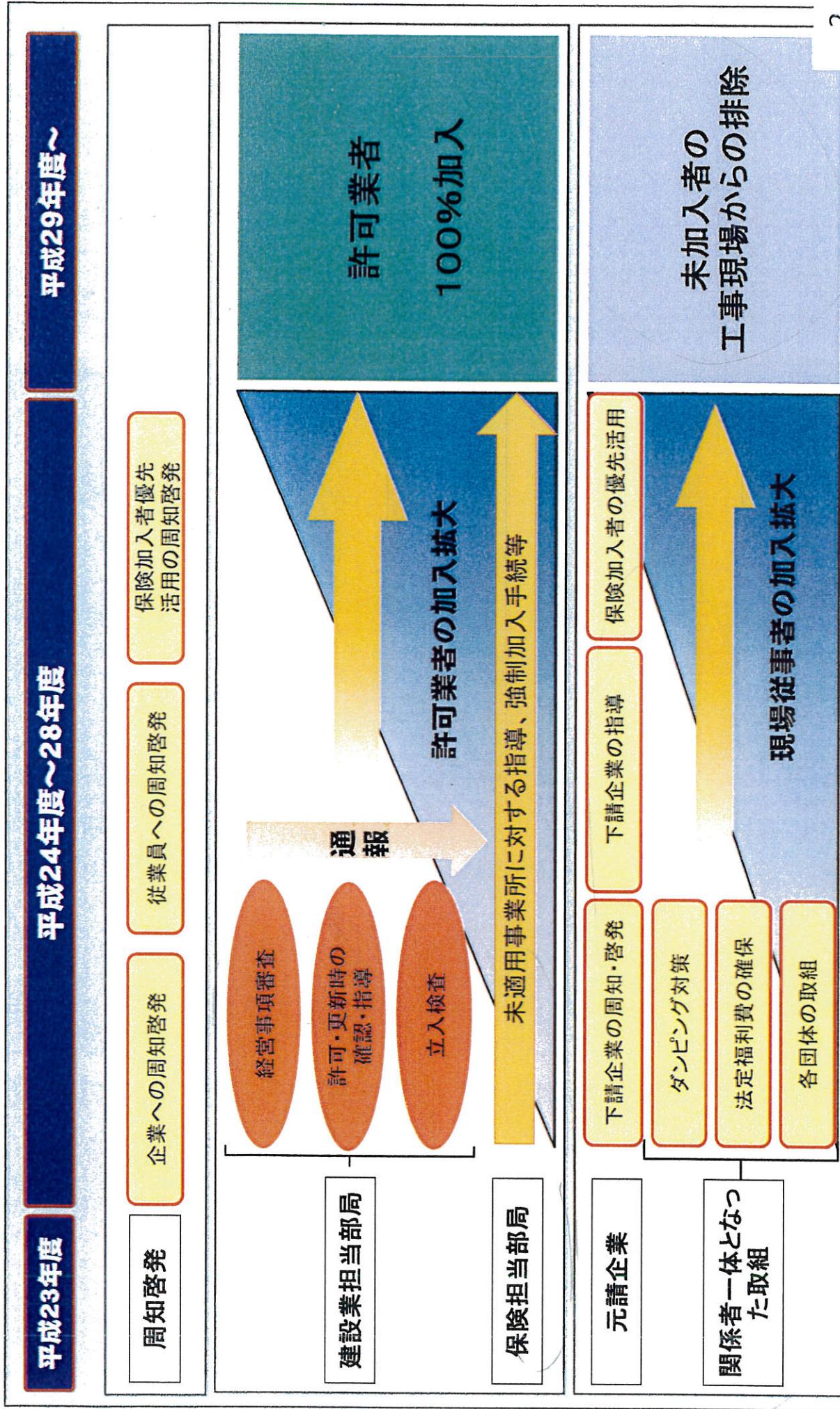


- 建設業では必要な人材を確保し、健全な競争環境を構築するため、平成24年度から、行政も建設業界も挙げて社会保険未加入対策に取り組んでいます。
- 社会保険等未加入は業界の構造的な問題でもあることから、総合的に対策を進めています。
  - ① 元請、下請、労働者等の関係団体による推進協議会の設置と保険加入促進計画の策定
  - ② 行政によるチェック・指導やダンピング対策の実施
  - ③ 元請企業による下請企業への指導
  - ④ 発注者・元請・下請を挙げた法定福利費の確保

推進協議会の設置 (第2回 H24.10実施)		保険加入促進計画の策定		ダンピング対策	
行政による チェック・指導	<H24. 7～> ○経営事項審査における減 点幅の拡大	<H24. 11～> ○立入検査時には、加入状況に加え、元請企業の下請企業への指導状況を確認・指導 ○指導に従わざ未加入の企業は、保険担当部局への通報や監督処分の対象に			
下請企業への指導 (社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン)			法定福利費の確保		
<H24. 11～>					<元請>
○協力会社に対する周知啓発や加入状況の定期把握、加入の勧奨・指導。					○発注者に對し法定福利費を含む金額による契約締結を求める。
○下請企業の選定時に、加入状況の確認・指導。遅くとも平成29年度以降は、適用除外ではない未加入企業を下請企業に選定しない取り扱いとすべき。					○事業者から法定福利費が内訳明示された見積書が提示された場合、これを尊重する。
○2次以下の下請企業についても、確認・指導。					<発注者>
○新規入場者の受け入れに際し、作業員名簿の社会保険欄を確認し、適切な保険に入させよう下請企業を指導。遅くとも平成29年度以降は、手段の理由が無い限り、加入が確認出来ない作業員の現場入場を認めないとすべき。					○必要以上の低価格による発注を避け、必要な経費を見込んだ発注を行う。
○建設工事の施工現場等における周知啓発 等					○法定福利費が着実に確保されるよう、見積・契約等の際に配慮する。
<法令遵守ガイドライン> 発注者・受注者、元請負人・下請負人は、見積時から法定福利費を必要経費として適正に考慮・確保すべき					

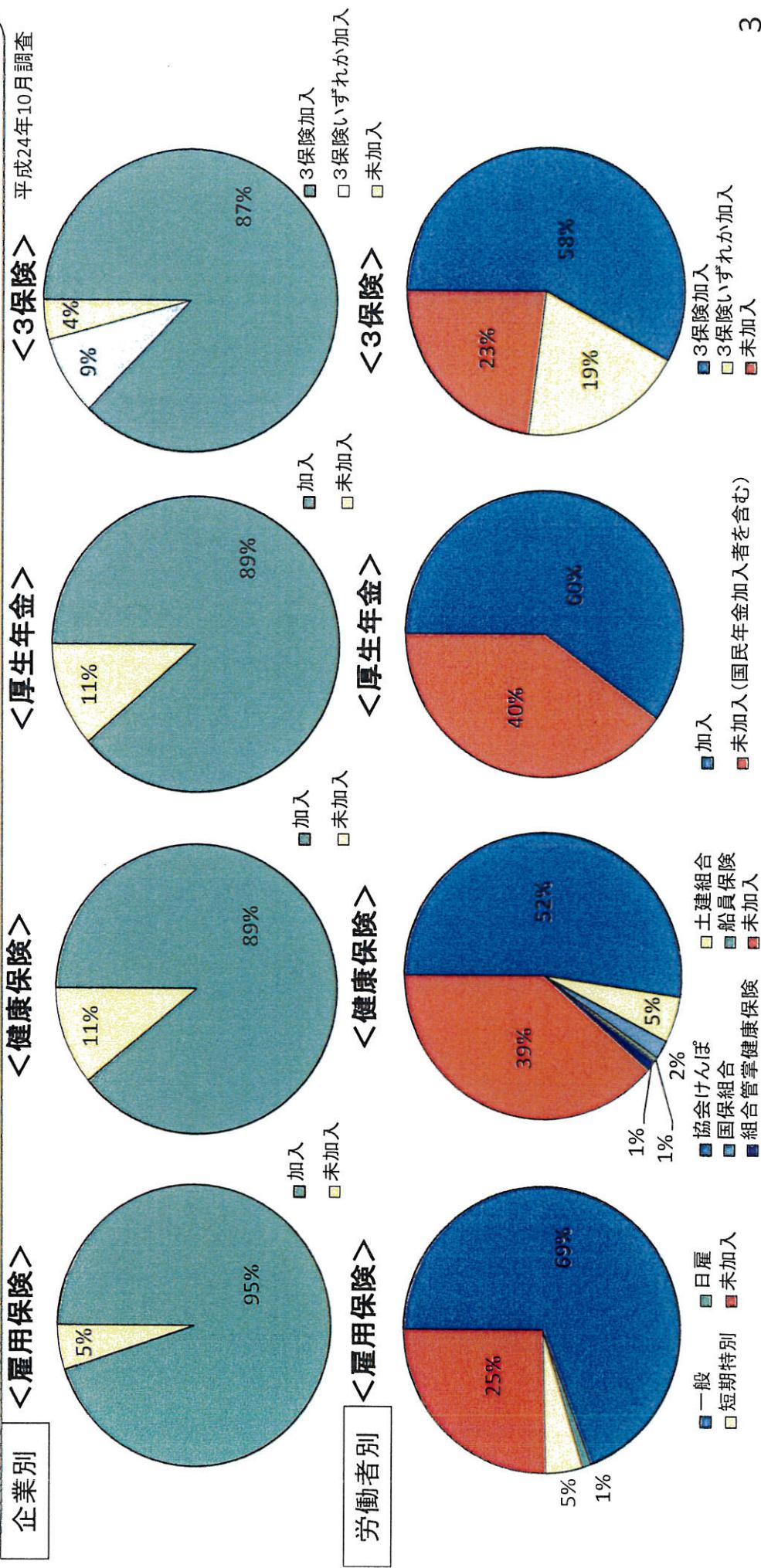
総合的対策の推進

## 1-2 社会保険等未加入対策の進め方



## 2 社会保険加入状況調査結果について①

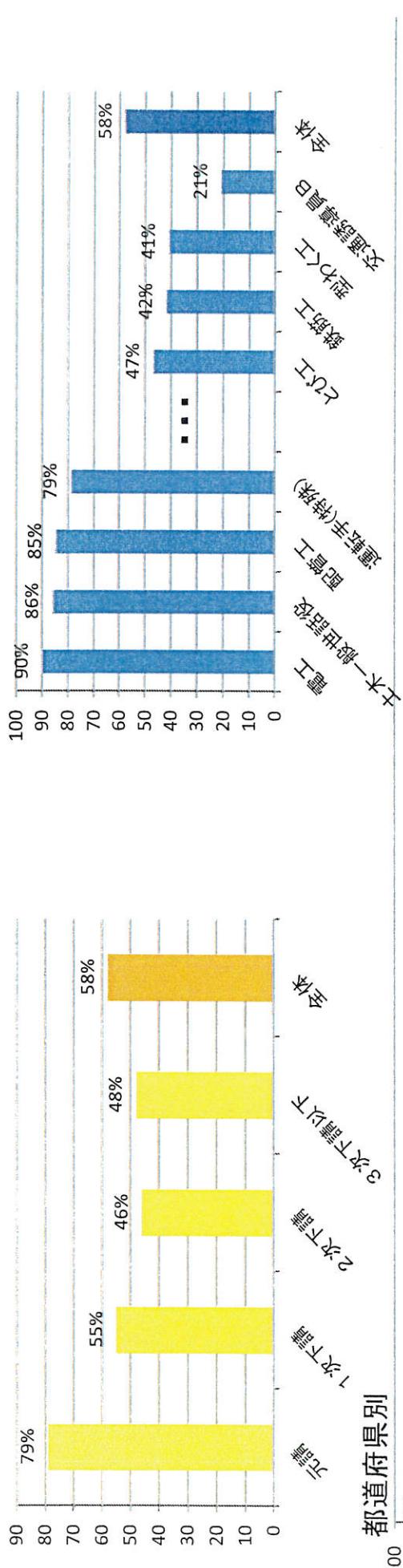
- 公共事業労務費調査における保険加入状況調査の結果をみると、法令上は加入義務があるのに、企業別の未加入率は、雇用保険では5% [対前年度比▲1.1%]、健康保険では11% [▲3.0%]、厚生年金保険では11% [▲2.6%]となっています。
- ・ 労働者別の未加入率は、雇用保険では25% [0.0%]、健康保険では39% [▲1.1%]、厚生年金保険では40% [▲1.4%]となっています。



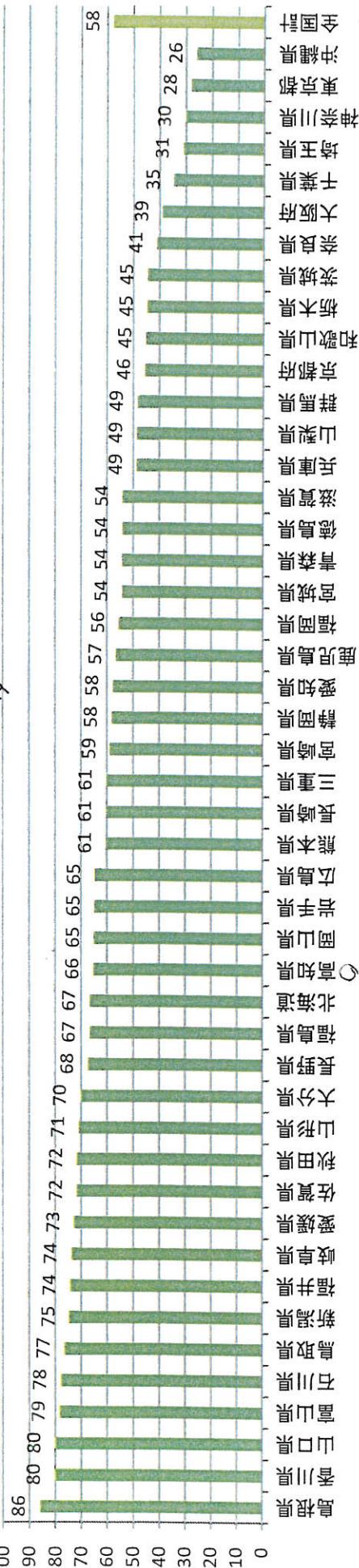
## 2 社会保険加入状況調査結果について

- 労働者単位での3保険加入状況をみると、下請企業を中心に、保険未加入の割合が大きくなっています。
  - 都道府県別では、地方部と比較して、都市部の加入割合が低い傾向にあります。
  - 職種別では、例えば、電工、土木一般世話役、運転手(特殊)で高く、とび工、鉄筋工、型枠工、交通誘導員Bで低くなっています。

## 職種別(主なもの) 元請・下請次数別



別県府道都



# 3-1 法定福利費の確定に向けた直轄工事における対応



国土交通省

- 技能労働者の社会保険等への加入を進めるためには、法定福利費の確保が必要です。
- 法定福利費は本来、発注者が負担する工事価格に含まれるべき経費です。
- 国土交通省では直轄土木工事において  
①平成24年4月に現場管理費率式の見直しを行い、事業主負担分の法定福利費を措置するとともに  
②平成25年3月に公共工事設計労務単価を引き上げ、技能労働者本人負担の法定福利費についても措置しました。

## (1) 現場管理費率式の見直し

国土交通省直轄土木工事における積算については、平成24年4月から、本来事業者が負担すべき法定福利費(事業主負担分)の額が、予定価格に適切に反映できるように現場管理費率式の見直しを実施（国土交通省土木工事標準積算基準書）

	現場管理費に占める法定福利費の割合		予定価格への影響
	見直し前	見直し後	
21工事区分平均	18.75%	22.07%	0.80%

## (2) 公共工事設計労務単価の引き上げ

公共工事設計労務単価については、平成25年3月に改定して引き上げ。

- ①技能労働者の減少等に伴う労働市場の実勢価格を適切に反映
- ②社会保険への加入徹底の観点から、個人分の必要な法定福利費相当額を反映
- ③被災地等の入札不調の増加状況に応じて機動的に単価を引き上げるよう措置  
(被災三県について単価を5%引き上げ)

全国（全職種単純平均値）前年度比：  
被災三県（全職種単純平均値）前年度比； +15.1%  
+21.0%

## 3-4 低入札価格調査基準の見直し

### 低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定。
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準。
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施。履行可能性が認められない場合には、失格。

### 低入札価格調査基準の見直しについて

○H25年5月16日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の一般管理費等の算入率を0.3から0.55へ引き上げる。

H23.4～

今回(H25.5.16～)

#### 【範囲】

予定価格の

7.0/10～9.0/10

#### 【範囲】

予定価格の

7.0/10～9.0/10

#### 【計算式】

- ・直接工事費 × 0.95
  - ・共通仮設費 × 0.90
  - ・現場管理費 × 0.80
  - ・一般管理費等 × 0.30
- 上記の合計額 × 1.05

#### 【計算式】

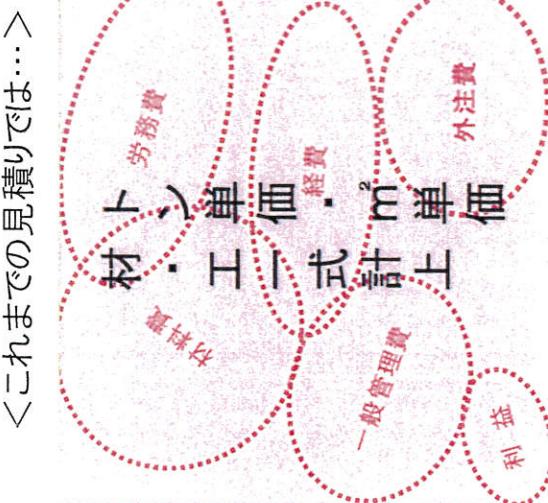
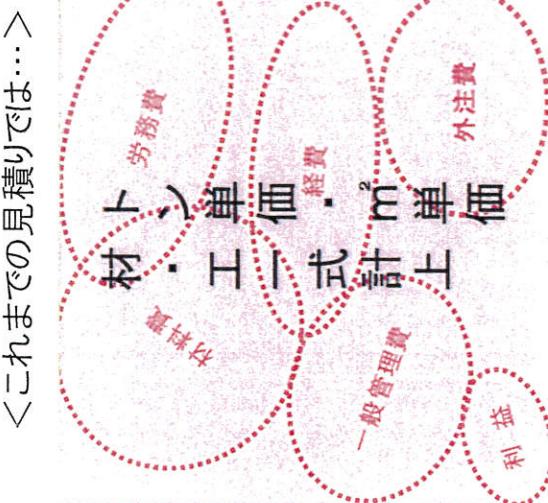
- ・直接工事費 × 0.95
  - ・共通仮設費 × 0.90
  - ・現場管理費 × 0.80
  - ・一般管理費等 × 0.55
- 上記の合計額 × 1.05

※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

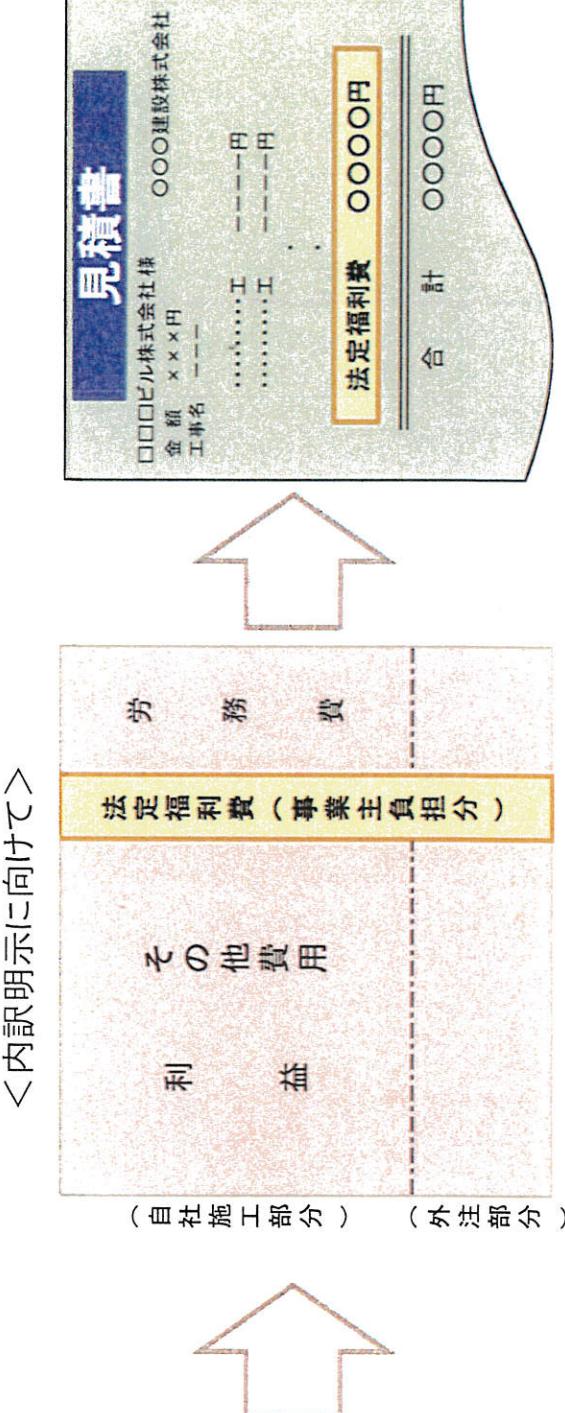
## 4-1(1) 必要な法定福利費の把握

- 技能労働者の社会保険未加入対策を進めていくためには、法定福利費の確保が重要です。
- しかし、現在はトシ単価や平米単価による見積りが一般的で、**法定福利費がどうにかなっていないのかが下請も元請も把握できていないのが現状です。**
- 法定福利費は本来、発注者が負担する工事価格に含まれるべき経費であることから、見積りに当たって従来の総額単価ではなく、その中に含まれる**法定福利費を内訳として明示することにより、必要な金額を確保していく必要があります。**

### イメージ



<これまでの見積りでは...>



## 4-1(2) 建設業界による取組～標準見積書等の作成



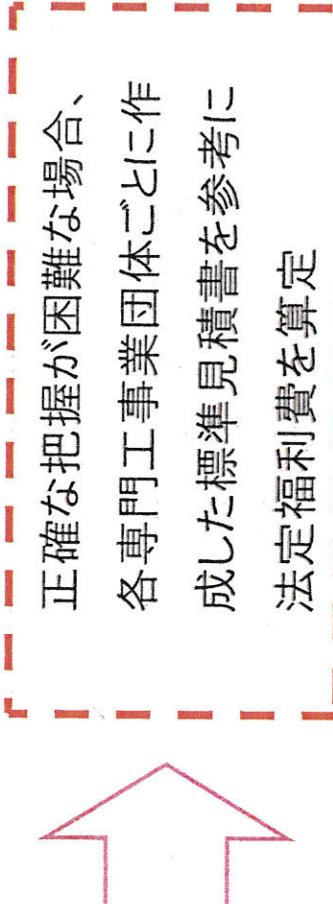
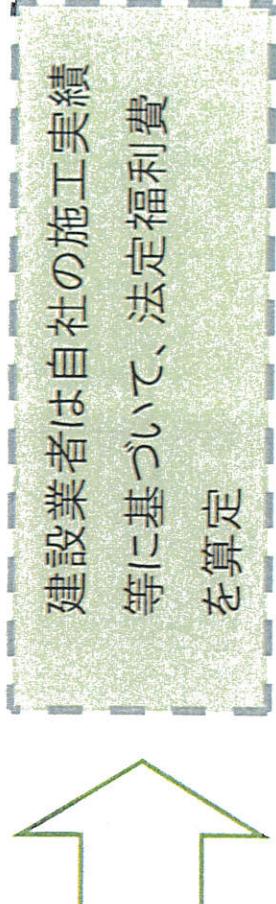
国土交通省

- このため、各専門工事業団体で法定福利費が内訳明示された標準見積書を作成し、これを活用するなどして法定福利費が内訳明示された見積書を提出する運動を業界挙げて推進中です。
- まずは見積書を作成して法定福利費を要求していくことが、第一歩として必要です。

### イメージ

利	益
法定福利費	法定福利費
その他費用	その他費用
(自社施工のみ)	

利	益
法定福利費	法定福利費
その他費用	その他費用
(自社施工部分)	(外注部分)



- ・建設業者は、**自社の施工実績等に基づいて法定福利費を算定**することが基本です。  
しかし、外注するなどして、**正確な把握が困難な場合がある**ことから、各業界の取引実態も踏まえ、各専門工事業団体ごとに、法定福利費の内訳を明示するための**標準見積書を作成**するとともに、統計データに基づく算定のための**作成手順書を策定**し、これらを法定福利費の算定を行おうとする専門工事業者の参考に供することとしています。

## ＜建設新聞＞電子版

### 標準見積書ブラッシュアップ/35 団体が修正版提出/国交省、9月に元請ヒアリング

国土交通省や業界団体などで構成する社会保険未加入対策推進協議会の第5回ワーキンググループ(WG)が2日開かれ、標準見積書の作成状況などが報告された。9月中の一斉活用開始に向け、各専門工事業団体で標準見積書のブラッシュアップ作業が進む中、7月末現在で51団体のうち、35団体が修正版を国交省に提出したことが分かった。国交省は未提出の16団体(作業中12団体、完了未定4団体)に対し、早急に提出するよう働き掛けを強める。個別面談を行なながら、9月上旬までに各団体の標準見積書の内容確認を終え、元請団体からのヒアリングを実施。同下旬に開く推進協議会の第3回会合で、一斉活用のスタートを申し合わせる見通しだ。

提出済みの35団体のうち、標準見積書のひな型と作成方法説明資料の両方を出したのは28団体。5団体はひな型、2団体は説明書のみとなっている。

国交省は、現時点で提出されている標準見積書や作成手順書などの内容を分析。多くの団体が、労務費を積み上げたり、工事費に労務費率を乗じるなどして労務費相当額を出し、それに法定保険料率を掛けて法定福利費を算出している。一部では、 $m^2$ 当たりの法定福利費率や、工事費当たりの平均的な法定福利費の割合を乗じて計算しているケースもあった。

社会保険料率については、△本人負担分や労災保険料を含めている△過年度の料率や一般的の事業を用いるなど料率が異なっている△介護保険料が重複計上されているーーなどの誤りが見られた。

また、介護保険料の事業主負担は40歳以上64歳以下の従業員が対象となるが、従事者の100%を対象に計算している団体がほとんどだったため、各団体の取り扱いを調整する必要があるとした。

法定福利費に消費税がかかることが明確にされていない記載方法があったほか、記載例の数値(日当、単価、工数、歩掛など)が、あくまでも参考や平均値であることが分かりにくいものもあった。

国交省は、未提出団体にブラッシュアップ作業の早期完了を強く働き掛けつつ、提出があった標準見積書の内容確認を順次進める。9月上旬には元請側の日本建設業連合会と全国建設業協会から意見を聞く。同中旬の第6回WGで状況を確認し、同下旬の一斉活用の申し合わせを目指す。

このほか、今回のWGでは、各団体が策定した社会保険加入促進計画のフォローアップ調査を行うことを表明。5年を計画期間とする加入促進計画は、昨年10月の第2回協議会で報告されているが、これまでの取り組みや今後の予定などをアンケートで調べる。アンケートは8月30日までに回収。結果は次回協議会で報告する。各団体ごとの現状を把握した上で、標準見積書の一斉活用に合わせ、加入促進計画の実行支援も始める。

[ 2013-08-05 1面]

電子版で見る